

氷見市獅子舞保存継承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、氷見市獅子舞保存継承事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域コミュニティの維持に向けて、獅子舞の持続性を確保するため、自治会及び各種団体等(以下「自治会等」という。)が実施する獅子舞の再開に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自治会等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、5年以上獅子舞を実施していない自治会等が地域の祭りで獅子舞を実施する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、地域の祭りでの獅子舞の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 旅費
- (3) 飲食代
- (4) 政教分離の原則に抵触するもの
- (5) 本制度以外の制度等による補助等又は委託等の資金を受ける経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条で規定する補助対象経費(千円未満は切り捨てるものとする。)の全額とし、補助金額の上限を200千円とする。ただし、交付回数は1地域につき1回を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、氷見市獅子舞保存継承事業補助金交申請書及び実績報告書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて、獅子舞実施日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条に該当する経費の領収書の写し
- (2) 実施写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認め

たときは補助金の交付を決定するとともに額を確定し、当該補助申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。